

南知多町空家等の適正な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例（平成25年南知多町条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定空家等)

第2条 法第2条第2項に定義される特定空家等は、条例第2条第1号に定義される空家等のうち、条例第2条第2号に定義される管理不全な状態にあるもので、条例第15条第1項の規定により置かれた南知多町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の審議を経て、町長が認定したものとする。

(情報提供の方法)

第3条 条例第4条第1項の情報の提供は、空家等情報提供書（様式第1号）の提出又は口頭により行うものとする。

(立入調査の通知)

第4条 条例第7条第2項の規定による通知は、立入調査通知書（様式第2号）によるものとする。

(身分証明書の様式)

第5条 条例第7条第3項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第3号）のとおりとする。

(指導の方法)

第6条 条例第8条の規定による指導は、措置指導書（様式第4号）により行うものとする。

(勧告の方法)

第7条 条例第9条の規定による勧告は、措置勧告書（様式第5号）により行うものとする。

(命令の方法)

第8条 条例第10条の規定による命令は、措置命令書（様式第6号）により行うものとする。

(事前通知書等)

第9条 法第14条第4項の通知書は、措置命令に係る事前通知書（様式第7

号)によるものとする。

2 法第14条第4項の意見書は、空家等適正管理に係る意見書(様式第8号)によるものとする。

3 法第14条第4項及び第6項の代理人は、あらかじめ、その委任状を町長に提出しなければならない。

4 前項の代理人がその資格を失ったときは、当該代理人を選任した者は、その旨を記した書面を町長に提出しなければならない。

(意見の聴取の請求等)

第10条 法第14条第5項の規定に基づき、意見の聴取を請求しようとする者(以下「聴取請求者」という。)は、意見の聴取請求書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

2 法第14条第7項の規定による通知は、意見の聴取通知書(様式第10号)によるものとする。

(意見の聴取の期日の延期等)

第11条 聴取請求者又はその代理人が、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、意見の聴取の期日延期届出書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の届出があった場合において、その理由が正当であると認めるときは、意見の聴取の期日を延期することができる。

3 町長は、災害その他やむを得ない事由により、法第14条第7項の規定に基づき通知及び公告をした期日又は場所において意見の聴取を行うことができないときは、当該期日を延期し、又は当該場所を変更することができる。

4 町長は、前2項の規定に基づき、意見の聴取の期日を延期するときは、法第14条第7項の規定に準じて通知し、かつ、公告するものとする。

(意見の聴取の主宰)

第12条 意見の聴取は、町長の指名する者が議長として主宰する。

(参考人)

第13条 町長は、必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体の職員又はその他の参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(意見の聴取の方法)

第14条 意見の聴取は、関係職員立会いの上、公開により、口述審問によって行う。

2 聴取請求者又はその代理人が出頭しない場合において、意見の聴取の事項に関する聴取請求者の陳述書及び証拠書類（以下「陳述書等」という。）があるときは、その陳述書等の朗読により、意見の聴取を行うことができる。

（意見の聴取の期日における陳述の制限等）

第15条 議長は、聴取請求者又はその代理人が当該意見の聴取に係る事案の範囲を超えて陳述するときその他意見の聴取の適正な進行を図るためやむを得ないと認めるときは、その者に対し、その陳述を制限することができる。

2 議長は、前項に規定する場合のほか、意見の聴取の秩序を維持するために必要があると認めるときは、意見の聴取を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し、退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（聴取請求者の不出頭等の場合における意見の聴取の終結）

第16条 議長は、聴取請求者又はその代理人が正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭せず、かつ、陳述書等を提出しない場合は、これらの者に対し改めて意見を述べ、及び陳述書等を提出する機会を与えることなく、意見の聴取を終結することができる。

2 聴取請求者又はその代理人が議長の質問に対して答弁せず、又は議長の許可なく退場したときは、前項の規定を準用する。

（公示の方法）

第17条 条例第11条第1項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1） 標識の設置による方法

（2） 南知多町公告式条例（昭和36年南知多町条例第2号）に規定する掲示板への掲示による方法

（3） インターネットの利用による方法

（4） その他町長が必要と認める方法

2 前項第1号の標識は、標識（様式第12号）によるものとする。

（代執行）

第18条 条例12条の規定により代執行をする場合における行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、代執行戒告書（様式第13号）によるものとする。

2 前項の場合における行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第14号）によるものとする。

3 第1項の場合における行政代執行法第4条の証票は、執行責任者証（様式第15号）によるものとする。

（協議会の組織）

第19条 協議会は、町長及び条例15条第2項の規定による委員10人以内をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に会長及び副会長を置き、会長は町長をもって充て、副会長は委員の中から会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（協議会の会議）

第20条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 前項の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 第1項の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を第1項の会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

（協議会の庶務）

第21条 協議会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第21号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第9号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

年 月 日

南知多町長 様

提供者

住 所

氏 名

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名）

空家等情報提供書

南知多町空家等の適正な管理に関する条例第4条第1項の規定により、次のとおり空家等の情報を提供します。

所在地	
用途	住宅 倉庫 店舗 その他（ ）
構造	木造 鉄骨造 RC造 その他（ ）
階数	平屋 2階建 3階建 その他（ ）
現況	ア そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態 （詳細：_____）
	イ そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態 （詳細：_____）
	ウ 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態 （詳細：_____）
	エ その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態 （詳細：_____）
位置図	
その他	

備考 用途、構造、階数及び現況は、該当するものを○で囲むこと。

第 号
年 月 日

様

南知多町長

印

立入調査通知書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第9条第2項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり立入調査を実施しますので、条例第7条第2項の規定により通知します。

対象となる 空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
立入調査の 期 日	年 月 日			
立入調査に 至った事由				
担当部署、 担当者氏名 及び連絡先				
そ の 他				

注 立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、法第16条第2項の規定に基づき、20万円以下の過料に処せられます。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

		第 号
立入調査員証		
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例第7条第1項の規定に基づく立入調査の権限を有する者であることを証明する。		
年 月 日 発行（ 年 月 日まで有効）		
南知多町長		印

（裏面）

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 市町村長は、第14条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。</p> <p>3（略）</p> <p>4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>南知多町空家等の適正な管理に関する条例（平成25年12月20日条例第20号）（抜粋）</p> <p>第7条 町長は、この条例及び法の施行に関し必要な限度において、職員又はその委任した者に空家等と認められる場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の規定により空家等と認められる場所へ立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
--

第 号
年 月 日

様

南知多町長

印

措 置 指 導 書

あなたが所有（管理）する空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項に定める「特定空家等」に該当すると認められました。

つきましては、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第14条第1項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、次のとおり指導します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
指導に係る 措置の内容				
指導に至った 事由				
措置の期限	年 月 日			
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

注1 この指導に係る措置を実施した場合は、遅滞なく、上記の責任者に報告してください。

注2 正当な理由なくこの指導に係る措置をとらなかった場合は、法第14条第2項及び条例第9条の規定に基づき、当該措置をとることを勧告することがあります。

注3 この指導に係る特定空家等の敷地が地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3に規定する住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合においては、当該敷地は、勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

南知多町長

印

措 置 勸 告 書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第2項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、次のとおり勧告します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
勧告に係る 措置の内容				
勧告に至った 事由				
措置の期限	年 月 日			
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

注1 この勧告に係る措置を実施した場合は、遅滞なく、上記の責任者に報告してください。

注2 正当な理由なくこの勧告に係る措置をとらなかった場合は、法第14条第3項及び条例第10条の規定に基づき、当該措置をとることを命ずることがあります。

注3 この勧告に係る特定空家等の敷地が地方税法第349条の3の2又は同法第702条の3に規定する住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合においては、当該敷地は、この勧告により、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

南知多町長

印

措 置 命 令 書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第3項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、次のとおり命令します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
命令に係る 措置の内容				
命令に至った 事由				
措置の期限	年 月 日			
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

注1 この命令に係る措置を実施した場合は、遅滞なく、上記の責任者に報告してください。

注2 この命令に従わなかった場合は、法第16条第1項の規定に基づき、50万円以下の過料に処せられます。

注3 上記の期限までに措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項及び条例第12条の規定に基づき、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（裏面に続く）

【不服申立て及び取消訴訟】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に南知多町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南知多町を被告として（訴訟において南知多町を代表する者は南知多町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様

南知多町長

印

措置命令に係る事前通知書

あなたが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第2項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第14条第3項及び条例第10条の規定に基づき、周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう次のとおり命令することとなりますので通知します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
命じようとする 措置の内容				
命ずるに至った 事由				
意見書の 提出期限	年 月 日			
意見書の提出先及 び公開による意見 の聴取の請求先				
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

注1 この命じようとする措置を実施した場合は、遅滞なく、上記の責任者に報告してください。

注2 あなたは、法第14条第4項の規定に基づき、本件に関する意見書及び自己に有利な証拠を提出することができます。

注3 あなたは、法第14条第5項の規定に基づき、本通知の交付を受けた日から5日以内に、町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができます。

年 月 日

南知多町長 様

提出者

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印）

空家等適正管理に係る意見書

わたしが所有（管理）する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり意見を提出します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用 途		構 造	
	面 積			
	所有者	住所 氏名		
命令の原因 となる事実 に対する 意 見				
証拠書類等 の 提 出	有（書類の名称： ） 無			

備考

- 1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上添付すること。
- 2 証拠書類等を提出するときは、添付すること。
- 3 代理人が提出するときは、委任状を添付すること。

年 月 日

南知多町長 様

請求者

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印）

意見の聴取請求書

わたしが所有（管理）する次の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置
法第14条第5項の規定に基づき、公開による意見の聴取を請求します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
措置命令に 係る事前 通知書	年 月 日付け 第 号			
通知書の 交付を 受けた日	年 月 日			

備考

代理人が請求するときは、委任状を添付すること。

様

南知多町長

印

意見の聴取通知書

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第14条第5項の規定に基づき、請求のありました意見の聴取について、法第14条第7項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を行うことを通知します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
命じようとする措置の内容				
意見の聴取の期日	年 月 日			
意見の聴取の場所				
担当部署、責任者氏名及び連絡先				

注1 意見の聴取には、この通知書を持参してください。

注2 意見の聴取の際には、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができます。

注3 意見の聴取には、代理人が出頭することができます。この場合は、代理人は委任状を持参してください。

注4 あなた（代理人）は、やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できないときは、意見の聴取の期日の前日までに、町長に対し、その旨を届け出なければなりません。

注5 正当な理由なく意見の聴取の期日に出頭しない場合は、意見の聴取の機会を放棄したものとみなすことがあります。

年 月 日

南知多町長 様

届出者

住 所

氏 名

印

電話番号

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、
名称、代表者の氏名及び代表者印）

意見の聴取の期日延期届出書

わたしが所有（管理）する次の空家等について、公開による意見の聴取の期日の延期を請求します。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用 途		構 造	
	面 積			
	所有者	住所 氏名		
意見の聴取 通 知 書	年 月 日付け		第 号	
通 知 書 の 交 付 を 受 け た 日	年 月 日			
延期を希望 する理由				

備考

意見の聴取の期日の前日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の場合は、その前日）の17時までに届け出ること（必着）。

標 識

次の特定空家等の所有者（管理者）に対し、空家等対策の推進に関する特別措置法
第14条第 3 項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例第10条の規定に基づき、

年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう命じています。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用 途		構 造	
措置の内容				
命 ず る に 至 っ た 事 由				
措置の期限	年 月 日			
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

第 号
年 月 日

様

南知多町長

印

代 執 行 戒 告 書

あなたが所有 (管理) する空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法 (以下「法」という。) 第14条第 3 項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例 (以下「条例」という。) 第10条の規定に基づき、必要な措置をとるよう命じました。

この命令を期限までに履行しないときは、法第14条第 9 項及び条例第12条の規定に基づき、次のとおり措置を代執行することを行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき、その旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用 途		構 造	
	面 積			
	所有者	住所 氏名		
戒 告 する 措 置 の 内 容				
措 置 の 履 行 期 限	年 月 日			
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

注 この戒告する措置を実施した場合は、遅滞なく、上記の責任者に報告してください。

(裏面に続く)

【不服申立て及び取消訴訟】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に南知多町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南知多町を被告として（訴訟において南知多町を代表する者は南知多町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第 号
年 月 日

様

南知多町長

印

代 執 行 令 書

あなたが所有（管理）する空家等について、行政代執行法第 3 条第 1 項の規定に基づき、年 月 日付け 第 号により必要な措置をとるよう戒告したところ、期限までに履行されませんでした。

つきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項及び南知多町空家等の適正な管理に関する条例第 12 条の規定に基づき、次のとおり措置を代執行することを行政代執行法第 3 条第 2 項の規定に基づき、その旨通知します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定に基づき、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任を負わないことを申し添えます。

対象となる 特定空家等	所在地			
	用途		構造	
	面積			
	所有者	住所 氏名		
代執行の 内 容				
代執行の 時 期	着手	年	月	日
	完了	年	月	日
代執行に 要する費用の 概算見積額	円			
担当部署、 責任者氏名 及び連絡先				

(裏面へ続く)

【不服申立て及び取消訴訟】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に南知多町長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、前記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、南知多町を被告として（訴訟において南知多町を代表する者は南知多町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、前記の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、前記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、前記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(表面)

		第 号
執行責任者証		
所 属		(写真)
職 名		
氏 名		
生年月日	年 月 日	
上記の者は、次の行政代執行の執行責任者であることを証明する。		
	年 月 日 発行	
	南知多町長	印
1	代執行をなすべき事項	
2	代執行をなすべき時期	

(裏面)

<p>空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）</p> <p>第14条 （以上略）</p> <p>9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>10～15 （略）</p> <p>南知多町空家等の適正な管理に関する条例（平成25年12月20日条例第20号）（抜粋）</p> <p>第12条 町長は、第10条の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、法第14条第9項の規定により、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。</p> <p>行政代執行法（昭和23年法律第43号）（抜粋）</p> <p>第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。</p> <p>注意 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p>
